（経過措置）

**第二条**　改正法附則第二条の規定に基づき行う通報については、この省令の施行前においても、この省令による改正後の港則法施行規則第二十三条の二、第二十四条、第二十九条第二項から第五項まで、第二十九条の三、第二十九条の五、第三十三条、第四十条、第四十三条、第四十六条及び第五十条並びに海上交通安全法施行規則第十条から第十三条まで並びに第十四条第一項及び第二項の規定を適用する。

（船舶設備規程の一部改正）

**第三条**　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第九号表備考第七号中「により行先を表示」を「による表示を」に、「第六条」を「第六条第三項」に改める。

第九号表の二国際信号旗の項中「により行先を表示」を「による表示を」に、「第六条」を「第六条第三項」に改める。

（港湾法施行規則の一部改正）

**第四条**　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二号ロ中「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改める。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

**第五条**　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条の七中「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改める。

## ○国土交通省令第十五号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令等の一部改正）

**第一条**　次に掲げる省令の規定中「第五十九条」を「第七十二条」に改める。

一　鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十五号）第一条の二第一項第三号ロ

二　飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第二号）第一条の二第一項第三号ロ

三　軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十六号）第一条の二第一項第三号ト

四　道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十号）第一条の二第一項第三号ニ

五　湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十一号）第一条の二第一項第三号ニ

六　放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十二号）第一条の二第一項第三号ニ

七　土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十三号）第一条の二第一項第三号ト

八　新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十四号）第一条の二第一項第三号ト

九　工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十五号）第一条の二第一項第三号ト

十　新都市基盤整備事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十六号）第一条の二第一項第三号ト

十一　流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十七号）第一条の二第一項第三号ト

十二　独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十八号）第一条の二第一項第三号ト

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）

**第二条**　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表旧公団法施行令第十条第一項において準用する自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五十六条第一項の規定により環境大臣とした協議に基づく行為の項上欄中「自然公園法」を「自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）による改正前の自然公園法」に改め、同項下欄中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

**附　則**

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

## ○国土交通省令第十六号

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十九条第一項第一号の特定砂防工事交付金等の交付に関する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十九条第一項第一号の特定砂防工事交付金等の交付に関する省令

（提出書類等）

**第一条**　道である特定広域団体（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定広域団体をいう。以下同じ。）は、法第十九条第一項第一号の特定砂防工事交付金（以下単に「特定砂防工事交付金」という。）の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類及び図面を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　法第七条第二項第四号イに掲げる砂防工事であって、当該特定広域団体が実施するもの（以下「特定砂防工事」という。）に係る砂防設備の種類及び施行期間並びに特定砂防工事に要する費用に関する事項を記載した書類

二　特定砂防工事に係る土地の区域を表示する図面